

目次（現行のとおり）	目次（略）
<p>第一条から第三条の七まで（現行のとおり）</p> <p>（指定地球温暖化対策事業所等）</p>	<p>第一条から第三条の七まで（略）</p> <p>（指定地球温暖化対策事業所等）</p>
<p>第四条 条例第五条の七第八号に規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を交換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを交換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p> <p>第四条の二から第四条の四まで（現行のとおり）</p> <p>（特定温室効果ガスの排出に関する届出）</p> <p>第四条の五 条例第五条の八第二項に規定する規則で定める事項は、次</p>	<p>第四条 条例第五条の七第八号に規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量（燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。）並びに電気（燃料を交換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを交換して得られた電気であつて、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十五号の託送供給を除く。）を受けたものを除く。）の年度の使用量（別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一千万キロジュールを原油〇・二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。）が千五百キロリットル以上であることとする。</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第四条の二から第四条の四まで（略）</p> <p>（特定温室効果ガスの排出に関する届出）</p> <p>第四条の五 条例第五条の八第二項に規定する規則で定める事項は、次</p>

の事項とする。

一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他の事業所の概要

二 事業所において特定テナント等事業者の要件に該当するテナント等事業者の氏名（法人にあつては、その名称）

三 前年度の原油換算エネルギー使用量

四 前年度の特定温室効果ガス年度排出量

五 前二号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）及び燃料等の使用量

六 事業所の使用が開始された日

2 （現行のとおり）

第四条の六 （現行のとおり）

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第四条の七 （現行のとおり）

2及び3 （現行のとおり）

4 条例第五条の九第四項の規定による報告は、当該報告を求められた日から九十日以内に、別記第一号様式の八による前事業者排出量報告書提出書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による前事業者排出量報告書を添えて行わなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 年度ごとの前事業者排出量（知事が報告を求める年度に限る。）

の事項とする。

一 前年度の原油換算エネルギー使用量

二 前年度の特定温室効果ガス年度排出量

三 前二号の量の算定の基となる事業所の区域及び燃料等使用量監視点（当該事業所で使用する燃料等の種類及び当該燃料等の種類ごとの使用量を監視する地点をいう。以下同じ。）

四 事業所の使用が開始された日

2 （略）

第四条の六 （略）

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第四条の七 （略）

2及び3 （略）

4 条例第五条の九第四項の規定による報告は、当該報告を求められた日から九十日以内に、別記第一号様式の八による前事業者排出量報告書提出書に、知事が別に定める様式による前事業者排出量報告書を添えて行わなければならない。

5 (現行のとおり)

第四条の八及び第四条の九 (現行のとおり)

(その他ガス削減量)

第四条の九の二 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める期間は、平成二十二年度から始まる削減計画期間にあつては当該削減計画期間、平成二十七年から始まる削減計画期間以降の削減計画期間にあつては直前の削減計画期間及び当該削減計画期間とする。

2 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める方法により算定する量は、その他ガス削減量を算定する事業所から事業活動に伴い排出されるその他ガスについて、その他ガス削減量の発行が可能な期間(平成二十二年度から始まる削減計画期間とする。)内においてその他ガス削減量を算定する年度(以下この条において「算定年度」という。)ごとに算定する、知事が別に定める基準となる年度のその他ガス年度排出量(基準となる年度が複数の年度である場合にあつては、当該複数の年度のその他ガス年度排出量の平均の量)から当該算定年度のその他ガス年度排出量を減じて得た量とする。この場合において、知事が別に定める方法により、その他ガス削減量を算定する事業所の事業活動を、一部の事業活動に限定することができる。

3 前項のその他ガス年度排出量の算定方法は、第三条の三の規定にかかわらず、別に定めるところにより特定地球温暖化対策事業者が知事に申請した方法に対し、別に定める基準に基づき知事が適切と認めることにより決定する方法とする。

4 条例第五条の十一第一項第一号に規定する規則で定める量は、第二項

5 (略)

第四条の八及び第四条の九 (略)

の規定により算定する量に、二分の一を乗じて得た量とする。

(振替可能削減量)

第四条の十 (現行のとおり)

2 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に應じ、当該各号に定める割合とする。

一 環境価値換算量並びに第四条の十三第一号及び第二号の量(知事が別に定めるものに限る。) 百分の百五十

二 (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

第四条の十一 (現行のとおり)

(都内削減量)

第四条の十一の二 条例第五条の十一第一項第二号イに規定する規則で定める方法により算定する量は、都内削減量の発行が可能な期間(都内削減量に係る対策の実施を開始した日の属する年度又は当該年度の翌年度のうち事業者が選択する年度から起算して、当該対策の種類に応じて五箇年度又は十箇年度のいずれかとして知事が別に定める期間とする。)内において都内削減量を算定する年度(以下この条において「算定年度」という。)ごとに算定する、次に掲げる量のうち、いずれか小さい量とする。

一 都内削減量を算定する事業所等について、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量から算定年度の特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量

(振替可能削減量)

第四条の十 (略)

2 条例第五条の十一第一項第二号アからカまで以外の部分に規定する規則で定める換算率は、次の各号に掲げる振替可能削減量の種類に應じ、当該各号に定める割合とする。

一 環境価値換算量並びに第四条の十三第一号及び第二号の量 百分の百五十

二 (略)

3及び4 (略)

第四条の十一 (略)

二 特定温室効果ガス年度排出量を削減する対策として知事が別に定める対策又は知事が特に認める対策のうち都内削減量を算定する事業所等において実施されているすべての対策（知事が別に定める年度以降に実施されたものに限る。）について、当該対策を実施した場合に見込まれる特定温室効果ガス年度排出量の削減量として知事が別に定める方法により算定する量を合計した量

（都外削減量）

第四条の十一の三 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める都外の事業所等は、第四条第一項に規定する要件に該当する都外の事業所のうち、知事が別に定める基準となる年度の特定温室効果ガス年度排出量（基準となる年度が複数の年度である場合にあっては、当該複数の年度の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量）が十五万トン以下であつて、かつ、当該基準となる年度における地球温暖化の対策の推進の程度が知事が別に定める基準に適合する事業所とする。

2 条例第五条の十一第一項第二号ウに規定する規則で定める方法により算定する量は、特定地球温暖化対策事業所における超過削減量の算定方法に準じて知事が別に定める方法により算定する量とする。

第四条の十二（現行のとおり）

（その他削減量）

第四条の十三 条例第五条の十一第一項第二号カに規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定

第四条の十二（略）

（その他削減量）

第四条の十三 条例第五条の十一第一項第二号カに規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

一 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）第一条第二項に規定

する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

二 知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第三項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量に換算した量

第四条の十四及び第四条の十五（現行のとおり）

（削減義務率）

第四条の十六（現行のとおり）

事業所の種類	一（現行のとおり）	割合
	<p>(一) 次に掲げる事業所</p> <p>ア（現行のとおり）</p> <p>イ 熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間におけるすべての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める</p>	（現行のとおり）

する新エネルギー等電気相当量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第二項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量として算定した量

二 知事が認める機関が認証する電気等環境価値保有量（規模、方法等について知事が別に定める発電によるものに限る。）を前条第二項の方法により特定温室効果ガス排出量の削減量として算定した量

第四条の十四及び第四条の十五（略）

（削減義務率）

第四条の十六（略）

事業所の種類	一（略）	割合
	<p>(一) 次に掲げる事業所</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 熱供給事業所以外で、他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量がすべての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量の二割未満であるもの</p>	（略）
	二（略）	（略）

二 (現行のとおり)	割合が平均で二割未満であるもの	
	□ (現行のとおり)	(現行のとおり)
		(現行のとおり)

第四条の十七 (現行のとおり)

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (現行のとおり)

2 条例第五条の十三第三項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要
- 二 特定地球温暖化対策事業者が前条第一項又は第二項の規定により選択した連続する三箇年度の各年度における特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量
- 三 前号の特定温室効果ガス年度排出量のうちに、排出量が標準的でない年度がある場合にあつては、その旨及びその理由
- 四 排出活動指標の種類及び排出活動指標値(条例第五条の十三第一項第二号の事業所の場合に限る。)
- 五 第三号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等の使用量

3 (現行のとおり)

第四条の十七 (略)

(基準排出量の決定の申請)

第四条の十八 (略)

2 条例第五条の十三第三項第三号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定地球温暖化対策事業者が前条第一項又は第二項の規定により選択した連続する三箇年度の各年度における特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量
- 二 排出活動指標値(条例第五条の十三第一項第二号の事業所の場合に限る。)

3 (略)

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第四条の十九 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 条例第五条の十四第一項の規定による申請は、状況の変更があった日の属する年度(以下この条において「状況変更年度」という。)の翌年度の九月末日までに、別記第一号様式の十三による基準排出量変更申請書に、次の事項を記載した知事が別に定める様式による基準排出量変更算定書及び第一項各号又は前項の要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

- 一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積、他人から供給された熱の使用割合その他事業所の概要

二 状況の変更の内容

三 基準排出量の変更の量及び変更後の基準排出量の算定の結果

四 前号の量を算定する体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量

4 (現行のとおり)

5 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、状況の変更があった部分に係る次の各号に掲げるいずれかの方法(第三号及び第四号の方法については、実測した期間において、状況の変更があった部分における地球温暖化の対策の推進の程度が知事に別に定める基準に適合する場合に限る。)により算定される量(状況変更年度にあっては、当該各号に掲げる量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の三月までの月数(当該状況の変更があった日の属する月が二月である場合にあっては、一とする。)を十二

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第四条の十九 (略)

2 (略)

3 条例第五条の十四第一項の規定による申請は、状況の変更があった日の属する年度(以下この条において「状況変更年度」という。)の翌年度の九月末日までに、別記第一号様式の十三による基準排出量変更申請書に、知事が別に定める様式による基準排出量変更算定書及び第一項各号又は前項の要件に該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

4 (略)

5 条例第五条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、状況の変更があった部分に係る次の各号に掲げるいずれかの方法により算定される量(状況変更年度にあっては、当該各号に掲げる量に、当該状況の変更があった日の属する月の翌月から当該状況変更年度の三月までの月数(当該状況の変更があった日の属する月が二月である場合にあっては、一とする。)を十二で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。)の合計を、特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあっては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、特定温

で除して得た値を乗じて得た量に縮小した量とする。)の合計を、特定温室効果ガス排出量が増加する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量に加え、特定温室効果ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量を、当該状況の変更の後の基準排出量とする方法とする。

一から四まで (現行のとおり)

6及び7 (現行のとおり)

第四条の二十から第四条の二十二まで (現行のとおり)

(地球温暖化対策計画書)

第四条の二十三 (現行のとおり)

2 条例第六条第九号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他の事業所の概要

二 特定テナント等事業者の氏名(法人にあつては、その名称)

三 地球温暖化対策計画書の作成及び公表の担当部署

四 地球温暖化対策計画書の公表の方法

五 条例第六条第六号の量の算定体制並びに算定の基となる事業所の区域、燃料等使用量監視点及び燃料等使用量

六 条例第六条第七号の量の算定の基となる事業活動の量

七 その他地球温暖化対策指針に定める事項

第四条の二十四及び第四条の二十五 (現行のとおり)

(特定テナント等事業者の計画書の提出)

室効果ガス排出量が減少する状況の変更の場合にあつては当該状況の変更の前の基準排出量から減じて得た量を、当該状況の変更の後の基準排出量とする方法とする。

一から四まで (略)

6及び7 (略)

第四条の二十から第四条の二十二まで (略)

(地球温暖化対策計画書)

第四条の二十三 (略)

第四条の二十四及び第四条の二十五 (略)

(特定テナント等事業者の計画書の提出)

第四条の二十六 条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一から四まで (現行のとおり)

五 前号の量の算定の基となる燃料等使用量及び事業活動の量

六 事業所の名称、所在地、業種、用途、用途別床面積、敷地面積その他事業所の概要

七 特定テナント等地球温暖化対策計画書の作成の担当部署

八 その他地球温暖化の対策に関する事項

2 (現行のとおり)

第五条から第五条の四まで (現行のとおり)

(検証機関等の登録の区分)

第五条の五 条例第八条の六第一項の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

一 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証(条例第五条の十三第一項第一号の事業所を対象とするものに限る。)(以下「特定ガス・基準量検証」という。)

二 基準排出量の検証、条例第五条の十三第一項第二号アに規定する知事が別に定める基準への適合の検証、都内削減量の検証及び都外削減量の検証(以下「基準量・都内外検証」という。)

三から六まで (現行のとおり)

第五条の六から第五条の八まで (現行のとおり)

(登録事項変更の届)

第五条の九 (現行のとおり)

第四条の二十六 条例第七条第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一から四まで (略)

五 その他地球温暖化の対策に関する事項

2 (略)

第五条から第五条の四まで (略)

(検証機関等の登録の区分)

第五条の五 条例第八条の六第一項の規則で定める区分は、次に掲げるとおりとする。

一 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証(条例第五条の十三第一項第一号の事業所を対象とするものに限る。)(以下「特定温室効果ガス年度排出量等の検証」という。)

二 基準排出量の検証及び条例第五条の十三第一項第二号アに規定する知事が別に定める基準(以下「対策推進基準」という。)への適合の検証

三から六まで (略)

第五条の六から第五条の八まで (略)

(登録事項変更の届)

第五条の九 (略)

2 (現行のとおり)

3 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。

- 一 条例第八条の七第一項第一号に掲げる事項の変更 登録検証機関が個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面、法人である場合にあつては登記事項証明書

4 (現行のとおり)

第五条の十 (現行のとおり)

(検証主任者)

第五条の十一 条例第八条の十三第一項に規定する検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるものは、次に掲げる登録区分に応じ、当該各号に掲げる者として、別に定めるところによる知事への申請に基づく登録が有効期間内にある者とする。

- 一 特定ガス・基準量検証 特定ガス・基準量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、検証主任者の登録の申請の日(以下この条において「申請日」という。)前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する特定ガス・基準量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

二 基準量・都内外検証 基準量・都内外検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請

2 (略)

3 前項の届出が次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を前項の登録検証機関登録事項変更届に添付しなければならない。

- 一 条例第八条の七第一項第一号に掲げる事項の変更 登録検証機関が個人である場合にあつては住民票の写し、法人である場合にあつては登記事項証明書

4 (略)

第五条の十 (略)

(検証主任者)

第五条の十一 条例第八条の十三第一項に規定する検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるものは、次に掲げる登録区分に応じ、当該各号に掲げる者として、別に定めるところによる知事への申請に基づく登録が有効期間内にある者とする。

- 一 特定温室効果ガス年度排出量等の検証 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、検証主任者の登録の申請の日(以下この条において「申請日」という。)前三年間以内に合計十件以上あり、かつ、知事が実施する特定温室効果ガス年度排出量等の検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

二 基準排出量の検証及び対策推進基準への適合の検証 基準排出量の検証及び対策推進基準への適合の検証の業務その他これに類す

日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知事が実施する基準量・都内外検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

三から六まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

(検証業務の実施方法)

第五条の十二 条例第八条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、次に定めるとおりとする。

一から三まで (現行のとおり)

四 検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行い、検証の結果の報告は知事が別に定める様式により行うこと。

五及び六 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第五条の十三から第五条の十八まで (現行のとおり)

(地球温暖化対策報告書の提出)

第五条の十九 (現行のとおり)

2 前項の規定による地球温暖化対策報告書の添付は、知事が適当と認める場合は、これに代えて、当該地球温暖化対策報告書に記載すべき事項を、磁気ディスク等(磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これら

るものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前三年間以内に合計十件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計一年以上従事している者のうち、知事が実施する基準排出量の検証業務及び対策推進基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者

三から六まで (略)

2 (略)

(検証業務の実施方法)

第五条の十二 条例第八条の十四第二項に規定する規則で定める方法は、次に定めるとおりとする。

一から三まで (略)

四 検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行うこと。

五及び六 (略)

2 (略)

第五条の十三から第五条の十八まで (略)

(地球温暖化対策報告書の提出)

第五条の十九 (略)

に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物  
をいう。)をもって調製するファイルに記録したものの添付により行う  
ことができる。この場合において、第八十二条の規定は、適用しない。  
第五条の二十から第八条まで (現行のとおり)

(特定開発事業)

第八条の二 条例第十七条の三第一項に規定する規則で定める規模は、  
開発事業において新築等をしようにとするすべての建築物の新築部分及  
び増築部分の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百  
三十八号)第二条第一項第三号に規定する床面積の合計をいう。以下  
同じ。)の合計が五万平方メートルを超えるものとする。

(省エネルギー性能目標値の設定)

第八条の三 条例第十七条の四に規定する規則で定める規模は、建築物  
の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては  
増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の四に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途  
とする。

- 一 住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 二 ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類  
するもの
- 三 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使  
用の状況に関してこれらに類するもの
- 四 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれ  
らに類するもの
- 五 事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況

第五条の二十から第八条まで

(略)

に関してこれらに類するもの

六 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

七 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

八 集会場、公会堂、ボーリング場、体育館、劇場、映画館、ばちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

3 条例第十七条の四に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。

4 条例第十七条の四の規定による建築物のエネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値の設定は、当該建築物において、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める事項について行わなければならない。

一 第二項第一号に規定する用途に供する部分（延べ面積が二千平方メートル以上のものに限る。） 建築物の熱負荷の低減

二 第二項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分（当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上であるものに限る。） 建築物の熱負荷の低減及び設備システムのエネルギーの使用の合理化

（有効利用が可能なエネルギー）

第八条の四 条例第十七条の五に規定する規則で定める範囲及び規則で定めるエネルギーは、次の表の上欄に掲げる範囲の区分ごとに、当該下欄に定めるエネルギーとする。

<p>一 特定開発区域等に隣接し、又は道路を挟んで近接する街区（道路、河川、鉄道等で囲まれた地域的なまとまりのある土地の区域をいう。）の区域</p> <p>二 特定開発区域等の境界から一キロメートルの範囲の区域（前項の区域を除く。）</p>	<p>（一）一般廃棄物の焼却施設において廃棄物の焼却により排出される熱</p> <p>（二）下水汚泥の焼却に伴い排出される熱</p> <p>（三）下水処理水の熱</p> <p>（四）河川水の熱</p> <p>（五）海水の熱</p> <p>（六）建築物の空気調和に伴い排出される熱</p> <p>（七）地下式構造の鉄道から排出される熱</p> <p>（八）太陽光</p>
<p>三 特定開発区域等の境界から一キロメートルの範囲の区域（前項の区域を除く。）</p>	<p>前項（一）から（八）までに掲げる熱</p> <p>第一項（一）から（八）までに掲げる熱</p>

（エネルギー有効利用計画書の作成等）  
 第八条の五 条例第十七条の七の規定によるエネルギー有効利用計画書

の提出は、別記第二号様式の十七によるエネルギー有効利用計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成するエネルギー有効利用計画書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の七に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 特定開発事業において特別大規模特定建築物の新築等をしようとする場合 当該特別大規模特定建築物に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定に基づく確認（同法第六条の二第一項に規定する確認を含む。）の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知（以下「建築確認申請等」という。）の日（当該特別大規模特定建築物が複数ある場合にあつては、最初の建築確認申請等の日）の百八十年前

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等を行うとする建築物に係る建築確認申請等の日（当該建築物が複数ある場合にあつては、最初の建築確認申請等の日）の百八十年前

3 条例第十七条の七第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギー有効利用計画書の公表の担当部署及び方法
- 二 特別大規模特定建築物の工事完了後の設備機器及び制御機器の運転方法及び制御方法の調整の実施の有無
- 三 導入する熱源機器の概要（条例第十七条の七第七号において地域冷暖房を導入しないとした場合に限る。）

（エネルギー有効利用計画書の変更の届出）

第八条の六 条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲

げる場合に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

一 条例第十七条の七第一号に掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十八による特定開発事業者氏名等変更届出書

二 条例第十七条の七第二号から第八号までに掲げる事項を変更する場合 別記第二号様式の十九によるエネルギー有効利用計画書変更届出書及び変更しようとする事項を記載したエネルギー有効利用計画書

2 条例第十七条の八本文の規定による届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までの変更について、行わなければならない。この場合において、条例第十七条の七第一号に掲げる事項の変更の届出は、変更した日の翌日から起算して三十日を経過した日までに行うことができる。

一 特定開発事業において大規模特定建築物の新築等をしようとする場合 当該大規模特定建築物に係る建築物環境計画書が知事に提出される日（当該大規模特定建築物が複数ある場合にあつては、すべての建築物環境計画書が知事に提出される日）

二 前号に掲げる場合以外の場合 特定開発事業において新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日（当該建築物が複数ある場合にあつては、最初の建築確認申請等の日）

3 条例第十七条の八ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 条例第十七条の七第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更（特別大規模特定建築物

の主たる用途の変更を除く。)をする場合

二 条例第十七条の七第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

三 条例第十七条の七第七号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する地域冷暖房の導入の有無の検討結果を変更するとき以外の変更をする場合

四 その他知事が特に認める場合

(特定開発事業者によるエネルギー有効利用計画書の公表)

第八条の七 条例第十七条の九第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、特定開発事業において新築等しようとする建築物に係る建築確認申請等の日の少なくとも三十日前から当該建築物の新築等に係る工事が完了する日までの間(当該建築物が複数ある場合にあつては、最初の建築確認申請等の日の少なくとも三十日前からすべての当該建築物の新築等に係る工事が完了する日までの間)行わなければならない。

3 条例第十七条の九第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事によるエネルギー有効利用計画書の公表)

第八条の八 条例第十七条の九第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の七各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の九第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

(地域エネルギー供給計画書の作成等)

第八条の九 条例第十七条の十一第一項の規定による地域エネルギー供給計画書の提出は、別記第二号様式の二十による地域エネルギー供給計画書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十一第一項に規定する規則で定める日は、特定開発事業において地域冷暖房その他複数の建築物への熱の供給と併せて一又は二以上の建築物に電気を供給する仕組みを導入することとなる建築物のうち、新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日(当該建築物が複数ある場合にあつては、最初の建築確認申請等の日)の百二十日前とする。

3 条例第十七条の十一第一項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 エネルギーを供給する設備等の概要
- 二 供給する熱のエネルギーの効率の評価
- 三 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出される標準状態かつ酸素濃度がゼロパーセントの状態に換算した場合における総排出物一立方メートルに含まれる窒素酸化物の量

四 エネルギー供給を行う区域における建築物等の状況

五 他の地域エネルギー供給事業者との供給する熱の相互利用の検討  
内容

六 地域エネルギー供給計画書の公表の担当部署及び方法

(地域エネルギー供給計画書の変更)

第八条の十 条例第十七条の十二第一項の規定による変更の届出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十一による地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書により行わなければならない。

2 条例第十七条の十二第二項の規定による計画書の提出は、条例第十七条の十四の規定による届出が行われる日までの変更について、別記第二号様式の二十二による地域エネルギー供給計画書変更提出書に、当該変更しようとする事項について記載した地域エネルギー供給計画書を添付して行わなければならない。

(特定開発事業者による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十一 条例第十七条の十三第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十三第二項の規定による公表は、地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給を行う建築物のうち最初に新築等をしようとする建築物に係る建築確認申請等の日の少なくとも三十日前から当該地域エネルギー供給計画書に基づくエネルギーの供給に係る地域エネルギー供給実績報告書が最初に知事に提出される日までの間、行わなければならない。

3 条例第十七条の十三第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、特定開発事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

(知事による地域エネルギー供給計画書の公表)

第八条の十二 条例第十七条の十三第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十三第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二 インターネットの利用による公表

(エネルギー供給の開始の届出)

第八条の十三 条例第十七条の十四の規定による届出は、別記第二号様式の二十三によるエネルギー供給開始届に、エネルギー供給の方法の概要を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十四に規定する規則で定める日は、エネルギーの供給を開始した日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

(地域エネルギー供給実績報告書の提出)

第八条の十四 条例第十七条の十五の規定による地域エネルギー供給実績報告書の提出は、前年度のエネルギー供給の実績について、毎年度六月末日までに、別記第二号様式の二十四による地域エネルギー供給実績報告書提出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成した地域エネルギー供給実績報告書を添付して行わなければならない。この場

合において、第八条の九第三項第六号中「地域エネルギー供給計画書」とあるのは「地域エネルギー供給実績報告書」と読み替えて、同項の規定を適用する（第八条の十五及び第八条の十六において同じ。）。

（地域エネルギー供給事業者による地域エネルギー供給実績報告書の公表）

第八条の十五 条例第十七条の十六第一項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、前条の規定により地域エネルギー供給実績報告書を提出した日から翌年度の六月末日までの間、行わなければならない。

3 条例第十七条の十六第一項の規定による公表は、インターネットの利用による公表、環境報告書への掲載、地域エネルギー供給事業者の事業所における備え置き又は掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等を配慮した方法により行うものとする。

（知事による地域エネルギー供給実績報告書の公表）

第八条の十六 条例第十七条の十六第二項の規定による公表の内容は、条例第十七条の十一第一項各号に掲げる事項とする。

2 条例第十七条の十六第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二 インターネットの利用による公表

（地域冷暖房区域の指定）

第八条の十七 条例第十七条の十八第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十五による地域冷暖房区域指定申請書に、エネルギー供

給を行う区域を示す図面及び同項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

2 条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める熱の量は、一時間当たりの最大値が二十一ギガジュールとする。

3 条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 供給する熱のエネルギー効率の値の基準 供給しようとする熱のエネルギーの効率の値(既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する三箇年度(年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く三箇年度)に供給された熱のエネルギー効率の値を含む。)が、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値以上であること。

二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の九第三項第三号の量に係る基準 エネルギーの供給に伴い排出口から大気中への排出が見込まれる別記第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量(既にエネルギー供給の実績がある場合にあっては、連続する二箇年度(年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあっては、当該年度を除く二箇年度)におけるエネルギーの供給に伴い排出口から大気中に排出された窒素酸化物の量を含む。)が、同部の下欄に定める量以下であること。

(地域冷暖房区域指定に係る説明等)

第八条の十八 条例第十七条の十八第三項第一号に規定する規則で定める規模は、新築等を行う建築物(増築の場合にあっては、増築部分に

限る。)について、第八条の第三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第八号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

2 条例第十七条の十八第三項第二号に規定する規則で定める規模は、第八条の第三第二項第一号の用途に供する部分の延べ面積が二万平方メートルであること又は同項第二号から第八号までの用途に供する部分の延べ面積の合計が一万平方メートルであることとする。

3 条例第十七条の十八第四項に規定する規則で定める期限は、知事が同条第三項の説明を行った日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

(地域冷暖房区域の公示)

第八条の十九 条例第十七条の十八第六項の規定による公示の内容は、次に掲げる事項とする。

一 地域冷暖房区域の名称

二 地域冷暖房区域の所在地及び区域図

(地域冷暖房区域の変更)

第八条の二十 条例第十七条の十九第一項の規定による申請は、別記第二号様式の二十六による地域冷暖房区域変更申請書に、変更しようとする地域冷暖房区域を示す図面及び条例第十七条の十八第一項に規定する規則で定める基準への適合状況を示す書類を添付して行わなければならない。

(地域冷暖房区域の指定の取消し)

第八条の二十一 条例第十七条の二十第一項第一号及び第二号に規定する規則で定める期間は、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）とする。

2 条例第十七条の二十第一項第一号に規定する規則で定める基準は、別表第一の四 一の部の上欄に掲げる供給するエネルギーの熱媒体の区分に応じ当該下欄に定める値とする。

3 条例第十七条の二十第一項第四号に規定する規則で定める期間は、地域冷暖房区域の指定の公示の日の属する年度を除く連続する五箇年度とする。

4 条例第十七条の二十第一項第五号の規定により基準を満たさなくなるときは、連続する三箇年度（年度の途中からエネルギーの供給が開始された場合にあつては、当該年度を除く三箇年度）において、別表第一の四 二の部の上欄に掲げる窒素酸化物の量が当該下欄に掲げる量を超え、かつ、改善の見込みがないときとする。

（熱供給の受入検討義務）

第八条の二十二 条例第十七条の二十一第一項に規定する新築等をしようとする建築物の規則で定める規模は、第八条の十八第一項に規定する規模とする。

2 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新をしようとする建築物の規則で定める規模は、第八条の十八第二項に規定する規模とする。

3 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める熱源機器の更新は、建築物の延べ面積の過半に熱の供給を行う熱源機器の冷熱又は

温熱の供給能力(当該熱源機器が複数ある場合にあつては、その合計)の過半に相当する更新とする。

4 条例第十七条の二十一第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる熱供給の受入検討建築主等の区分に応じ、当該各号に定める日までに、別記第二号様式の二十七による熱供給受入検討結果届出書に、エネルギー有効利用指針に基づき作成する地域エネルギー供給事業者との協議内容、供給する熱の受入に関する検討状況その他必要な事項を示す書類を添付して行わなければならない。

一 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物の新築等をしようとする者 当該建築物について建築物環境計画書を提出する日

二 条例第十七条の二十一第一項に規定する規則で定める規模を超える建築物に設置されている規則で定める熱源機器の更新をしようとする当該建築物の所有者又は管理者 当該熱源機器の更新に着手する日の六十日前

5 前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する者が同号に規定する建築物において地域エネルギー供給事業者の供給する熱を受け入れるときは、当該建築物に係る建築物環境計画書の提出をもって同項の届出に代えることができる。

(特定建築物の規模)

第九条 条例第十九条第一項に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、二千平方メートルであることとする。

(特定建築物の規模)

第九条 条例第十九条第一項に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあつては延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する当該建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。)が、建築物の増築の場合にあつて

(大規模特定建築物の規模)

第九条の二 条例第二十条に規定する規則で定める規模は、建築物の新築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、五千平方メートルであることとする。

(特別大規模特定建築物の規模等)

第九条の三 条例第二十条の三に規定する規則で定める規模は、第八条の二第一項に規定する規模とする。

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までの用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である当該各用途に限る。)とする。

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネルギー法第七十五条第七項に規定する建築物とする。

4 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準の値は、別表第一の五の上欄に掲げる建築物の熱負荷の低減率の値の区分に応じ、当該下欄に定める設備システムのエネルギー利用の低減率以上とする。

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 (現行のとおり)

2 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式による建築物環境計画書提出書に、次に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

一 別記第三号様式の二による建築物環境計画書

は増築部分の延べ面積が、一万平方メートルであることとする。

(建築物環境計画書の作成等)

第十条 (略)

2 条例第二十一条第一項の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式による建築物環境計画書提出書に、別記第三号様式の二による建築物環境計画書を添付して行わなければならない。

二 特定建築物等の配置図、基準階平面図、断面図及び立面図

三 仕様書その他の特定建築物等の環境への配慮のための措置等の内容を示す書類及び図書

3 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める日は、建築確認申請等の日の三十日前とする。

(建築物環境計画書の任意提出)

第十条の二 条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式の三による建築物環境計画書任意提出書に、前条第二項各号に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

2 前条第一項及び第三項の規定は、条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出について準用する。

(建築物環境計画書の概要についての公表)

第十一条 条例第二十一条の三、第二十二条第二項、第二十三条第二項、第二十三条の三第四項及び第二十三条の六第三項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧

二 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十二条 条例第二十一条本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 条例第二十一条第一号に掲げる事項の変更 変更した日の翌日か

3 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める時期は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定に基づく確認(同法第六条の二第二項に規定する確認を含む。)の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の日の三十日前とする。

(建築物環境計画書の概要についての公表)

第十一条 条例第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 環境局での閲覧

二 (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第十二条 条例第二十一条第一項に規定する規則で定める時期は、変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前とする。

ら起算して三十日を経過した日

二 条例第二十一条第三号から第八号までに掲げる事項の変更 変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前

2 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、マンション環境性能表示に変更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一条第三号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更（建築物の主たる用途の変更又は第八條の三第二項第二号から第八号までの各用途の延べ面積のうち、いずれかの用途が新たに二千平方メートル以上になる変更を除く。）をする場合

二 条例第二十一条第四号に掲げる事項の変更にあつては、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合及び環境への配慮のための措置の内容を変更し、当該変更により環境への配慮の程度が同等以上となる場合

三 条例第二十一条第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する設備の導入の有無の検討結果を変更するとき又は当該設備のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

3 条例第二十二條第一項の規定による届出は、条例第二十一条第一号に掲げる事項を変更する場合にあつては別記第三号様式の四による特定建築主氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあつては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

2 条例第二十二條第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、条例第二十三條の二第一項に規定するマンション環境性能表示に変更が生じない場合であつて、次に掲げる場合とする。

一 条例第二十一条第三号に掲げる事項の変更にあつては、延べ面積の増加を伴わない特定建築物等の変更（建築物の主たる用途の変更を除く。）をする場合

二 条例第二十一条第四号に掲げる事項の変更にあつては、新たに環境への配慮のための措置を実施する場合及び環境への配慮のための措置の内容を変更し、当該変更により環境への配慮の程度が同等以上となる場合

3 条例第二十二條第一項の規定による届出は、別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

4 前項の建築物環境計画書変更届出書の届出に当たっては、変更する事項を反映した第十条第二項各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

(工事完了の届出)

第十三条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、別記第五号様式による特定建築物等工事完了届出書によらなければならない。

2 前項の特定建築物等工事完了届出書の届出に当たっては、条例第二十一条に規定する建築物環境計画書（条例第二十二条第一項に規定する届出を含む。）に記載された環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。

3 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築物等の新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して十五日以内になければならない。

4 条例第二十三条第三項に規定する規則で定める日は、同条第一項の規定による届出の日の翌日から起算して百八十日を経過した日とする。

5 条例第二十三条第三項に規定する規則で定める特別大規模特定建築物主は、特定マンションのみに係る工事完了の届出を行った特別大規模特定建築物主を除いた者とする。

6 条例第二十三条第三項の規定による報告は、別記第五号様式の二による省エネルギー性能状況報告書提出書に、配慮指針に基づき作成する省エネルギー性能状況報告書を添付して行うものとする。

(性能表示等を行う建築物の評価項目等)

4 前項の建築物環境計画書変更届出書の届出に当たっては、変更する事項に係る図書を添付しなければならない。

(工事完了の届出)

第十三条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、別記第五号様式による特定建築物等工事完了届出書によらなければならない。

2 前項の特定建築物等工事完了届出書の届出に当たっては、条例第二十一条に規定する建築物環境計画書（条例第二十二条第一項に規定する届出を含む。）に記載された環境への配慮のための措置等の実施結果を示した書類及び図書を添付しなければならない。

3 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築物等の新築等に係る工事が完了した日から十五日以内になければならない。

(特定マンション)

第十三条の二（現行のとおり）

2 条例第二十三条の二第一項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一 建築物の熱負荷の低減

二（現行のとおり）

三 再生可能エネルギーの利用

四及び五（現行のとおり）

3 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一 建築物の熱負荷の低減

二 設備のエネルギーの使用の合理化

（特定マンションの環境性能の表示等）

第十三条の三 条例第二十三条の三第一項本文に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告で、間取り図が表示されるものとする。

一及び二（現行のとおり）

三 新聞への折り込みその他の方法により配布される散らし、掲出されるビラ、ポスター、パンフレット、小冊子等

四及び五（現行のとおり）

2 条例第二十三条の三第一項に規定する規則で定める日は、特定マンションの新築等に係る工事が完了した日の翌日から起算して一年を経過した日とする。

3及び4（現行のとおり）

5 条例第二十三条の三第三項の規定による届出は、別記第五号様式の

第十三条の二（略）

2 条例第二十三条の二第一項に規定する規則で定める取組状況の評価は、次に掲げる措置についての評価とする。

一 建築物の熱負荷低減

二（略）

三及び四（略）

（特定マンションの環境性能の表示等）

第十三条の三 条例第二十三条の三第一項本文に規定する規則で定める広告は、次に掲げる広告で、価格又は価格帯及び間取りが表示されるものとする。

一及び二（略）

三 新聞への折り込みその他の方法により配布される散らし、掲出されるビラ、パンフレット、小冊子等

四及び五（略）

2及び3（略）

4 条例第二十三条の三第三項の規定による届出は、別記第五号様式の

三)によるマンション環境性能表示届出書に、同条第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

(省エネルギー性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める用途は、第八条の三第二項第二号から第八号までの用途(当該各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である当該各用途に限る。)とする。

2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、省エネ法第七十五条第七項に規定する建築物とする。

3 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、特別大規模特定建築物の新築等に係る工事の着手の予定の日の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一 特別大規模特定建築物の全部について、売却又は信託の受益権が譲渡された日

二 条例第二十三条第一項に規定する工事が完了した日の翌日から起算して百八十日を経過した日

4 条例第二十三条の四第一項ただし書に規定する規則で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 一の賃借人に賃貸する部分(既に賃貸している部分も含む。)のうち、同一の用途(第八条の三第二項第二号から第八号までの各用途をいう。以下この条において同じ。)に供する部分の延べ面積がいずれも二千平方メートル未満の場合

二 既に一の賃借人に省エネルギー性能評価書の交付を行った部分と

二)によるマンション環境性能表示届出書に、同条第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

同一の用途に供する部分を当該賃借人に賃貸する場合（省エネルギー性能評価書に記載する第十三条の二第三項第一号及び第二号に規定する措置に係る評価の値に変更がない場合に限る。）

5 条例第二十三条の四第二項に規定する規則で定める日は、第三項各号のいずれが早い日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

6 条例第二十三条の四第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による省エネルギー性能評価書交付届出書に次の書面を添付して行わなければならない。

一 評価書作成基準に基づき作成する省エネルギー性能評価書交付状況一覧

二 交付をした省エネルギー性能評価書の写し（用途ごとに最初に交付をしたものに限る。）

三 省エネルギー性能評価書の内容に変更があつた場合は、交付をした変更後の省エネルギー性能評価書の写し（用途ごとに最初に交付をしたものに限る。）

（マンション環境性能表示の変更の届出等）

第十三条の五 条例第二十三条の六第一項に規定する規則で定める日は、同項の規定による表示をし、又は表示をさせた日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

2 条例第二十三条の六第一項の規定による届出は、別記第五号様式の五によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十三条の三第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

（マンション環境性能表示の変更の届出等）

第十三条の四 条例第二十三条の五第一項に規定する規則で定める日は、同項の規定による表示をし、又は表示をさせた日の翌日から起算して十五日を経過した日とする。

2 条例第二十三条の五第一項の規定による届出は、別記第五号様式の三によるマンション環境性能表示変更届出書に、変更後の条例第二十三条の三第一項に規定する広告又はその写しを添えて行わなければならない。

3 条例第二十三条の六第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による特定マンション建築主氏名等変更届出書により行わなければならない。

4 知事は、条例第二十三条の三第四項又は第二十三条の六第三項の規定による概要の公表の内容が第十三条第一項に規定する特定建築物等工事完了届出書の内容と異なる場合で、第十三条の三第一項各号に掲げる広告が行われないと認めるときは、当該特定建築物等工事完了届出書の内容に基づき、知事が別に定めるところにより当該公表の内容を修正することができる。

第十三条の六及び第十三条の七 (現行のとおり)

第十四条及び第十五条 削除

第十六条から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

3 条例第二十三条の五第二項の規定による届出は、別記第五号様式の四による特定マンション建築主氏名等変更届出書により行わなければならない。

第十三条の五及び第十三条の六 (略)

(地域冷暖房計画の規模)

第十四条 条例第二十六条第一項に規定する規則で定める熱の量は、建築物が現に集中し、又は集中して建築されることが予定されている地域内の熱需要の最大負荷量が一時間当たり二十一ギガジュールであることとする。

(加入努力義務に係る熱源機器の規模)

第十五条 条例第二十七条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に設置され、又は設置されることが予定されているボイラー、冷凍機又は熱交換器を通常の状態で運転する場合において使用される一日当たりの燃料等の量を別表第一の四に掲げる方法により重油の量に換算したものの合計が三百リットルであるものとする。

第十六条から第八十三条まで (略)

別表第一 温室効果ガスの排出の量の算定方法 (第三条の三関係)

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	次に掲げる量（熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。）を合算する方法 イからハまで （現行のとおり） 二 排出量算定期間において温室効果ガス排出事業者の事業所等で再生可能エネルギーを交換して得られた電気であつて、当該事業所等における事業活動に伴い使用されているもののうち当該温室効果ガス排出事業者が電気等の環境価値を保有していない量（千キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の千キロワット時当たりの使用に伴い排出されるとみなされるトンで表した二酸化炭素の量として知事が別に定める係数を乗ずる方法により算定される量
二から八まで （現行のとおり）	（現行のとおり）

備考  
一 （現行のとおり）

温室効果ガスの種類	算定方法
一 燃料等の使用に伴って排出される二酸化炭素	次に掲げる量（熱供給事業所又は電気供給事業所以外の事業所等における他人への熱又は電気の供給に係るものを除く。）を合算する方法 イからハまで （略）
二から八まで （略）	（略）

備考  
一 （略）

二 一の項から七の項までの温室効果ガスの種類の欄に掲げる温室効果ガスの排出量について、実測その他の知事が別に定める方法により算定することができるときは、当該各項に掲げる算定方法に代えて、当該実測その他の知事が別に定める方法を用いることができる。

付表第一から付表第六まで (現行のとおり)

別表第一の二 原油の数量への換算係数(第四条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
一から二十四まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のお り)
二十五 (現行のと おり)	キロワット時	(現行のお り)
二十六 (現行のと おり)	キロワット時	(現行のお り)
二十七 (現行のと おり)	キロワット時	(現行のお り)
二十八から三十まで (現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のお り)

備考

一から三まで (現行のとおり)

別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準(第四条の十

二 一の項から七の項までの温室効果ガスの種類の欄に掲げる温室効果ガスの排出量について、実測その他の知事が別に定める方法により算定することができるときは、当該各項に掲げる算定方法に代えて、当該実測その他の知事が別に定める方法を用いることができる。

付表第一から付表第六まで (略)

別表第一の二 原油の数量への換算係数(第四条関係)

第一欄	第二欄	第三欄
一から二十四まで (略)	(略)	(略)
二十五 (略)	キロワット時	(略)
二十六 (略)	キロワット時	(略)
二十七 (略)	キロワット時	(略)
二十八から三十まで (略)	(略)	(略)

備考

一から三まで (略)

別表第一の三 特定温室効果ガス年度排出量等の検証の基準(第四条の十

五関係

<p>検証の対象 特定温室効果 ガス年度排出 量及び基準排 出量 都内削減量</p>	<p>事項 (現行のとおり)</p>	<p>基準 (現行のとおり)</p>
<p>算定の対象となる 事業所等の区域</p>	<p>算定の対象となる 特定温室効果ガス の燃料等使用量監 視点</p>	<p>一 事業所等の区域が知事が 別に定める都内削減量を算 定する単位となる事業所等 の区域と一致しているこ と。</p>
<p>算定に用いる活動 量</p>	<p>一 エネルギーの供給を主た る事業とする事業者から供 給されたエネルギーの使用 量については、当該エネル ギーの購入に係る当該事業 者が発行した請求書等に記</p>	<p>一 エネルギーの供給を主た る事業とする事業者から供 給されたエネルギーの使用 量については、当該エネル ギーの購入に係る当該事業 者が発行した請求書等に記</p>

五関係

<p>検証の対象 特定温室効果 ガス年度排出 量及び基準排 出量 電気等環境価 値保有量</p>	<p>事項 (略)</p>	<p>基準 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>都外削減量</p>	
<p>事業所の区域</p>	<p>算定の対象となる</p>
<p>一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事</p>	<p>載された値と整合していること。</p> <p>二 自らの設置する計量器により燃料等の使用量を計量している場合にあつては、当該計量器が適正なものと認められること。</p> <p>三 活動量の算定期間が適正であること。</p>
<p>算定された量の値</p>	<p>算定の計算方法</p>
<p>一 計算に誤りがないこと。 二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。</p>	<p>一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。</p>
<p>算定の計算方法</p>	<p>対策の実施</p>
<p>一 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。</p>	<p>一 第四条の十一の二第二号に規定する知事が別に定める対策が適正に実施されていること。</p>

	<p>算定の対象となる特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点</p>	<p>業所の区域と一致していること。</p> <p>一 事業所における特定温室効果ガスの燃料等使用量監視点がすべて選定されていること。</p> <p>一 エネルギーの供給を主たる事業とする事業者から供給されたエネルギーの使用量については、当該エネルギーの購入に係る当該事業者が発行した請求書等に記載された値と整合していること。</p> <p>二 自らの設置する計量器により燃料等の使用量を計量している場合にあつては、当該計量器が適正なものと認められること。</p> <p>三 活動量の算定期間が適正であること。</p>
--	-----------------------------------	---

<p>算定に用いる活動</p>	<p>算定に用いる活動</p>
<p>一 活動量の測定方法が知事</p>	<p>一 第四条の十一の三第一項に規定する地球温暖化の対策の推進の程度が同項の知事が別に定める基準に適合すること。</p> <p>一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。</p> <p>一 計算に誤りがないこと。</p> <p>二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。</p>
<p>その他ガス削減量</p>	<p>その他ガス削減量</p>
<p>算定の対象となる事業活動</p>	<p>算定の対象となる事業活動</p>
<p>一 その他ガス削減量の算定に係る事業活動が第四条の九の二に規定する知事が別に定める方法により選定されていること。</p>	<p>一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域と一致していること。</p>
	<p>算定された量の値</p>
<p>事業所の区域</p>	<p>事業所の区域</p>
<p>一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域と一致していること。</p>	<p>一 事業所の区域が条例第五条の七第六号に規定する事業所の区域と一致していること。</p>
	<p>算定の計算方法</p>
<p>算定の対象となる事業活動</p>	<p>算定の対象となる事業活動</p>
<p>一 活動量の測定方法が知事</p>	<p>一 第四条の十一の三第一項に規定する地球温暖化の対策の推進の程度が同項の知事が別に定める基準に適合すること。</p> <p>一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。</p> <p>一 計算に誤りがないこと。</p> <p>二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。</p>
	<p>対策の実施</p>
<p>算定の対象となる事業活動</p>	<p>算定の対象となる事業活動</p>
<p>一 活動量の測定方法が知事</p>	<p>一 第四条の十一の三第一項に規定する地球温暖化の対策の推進の程度が同項の知事が別に定める基準に適合すること。</p> <p>一 この規則及び知事が別に定める算定方法に関する指針に従っていること。</p> <p>一 計算に誤りがないこと。</p> <p>二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。</p>

電気等環境価値保有量	(現行のとおり)	(現行のとおり)	算定の計算方法	量	<p>が別に定める基準に基づき適正なものと認められること。</p> <p>二 活動量の算定期間が適正であること。</p> <p>一 この規則又は第四条の九の二第三項の規定により知事が適切と認めた方法に従っていること。</p> <p>一 計算に誤りがないこと。</p> <p>二 有効数字、端数等の取扱いに誤りがないこと。</p>

別表第一の四 地域冷暖房区域の指定基準（第八条の十七関係）

一 エネルギー供給を行う区域において供給する熱のエネルギー効率の値の基準

供給するエネルギーの熱媒体	熱のエネルギー効率の値
蒸気が含まれていない場合	〇・九〇
蒸気が含まれている場合	〇・八五

備考

別表第一の四 重油の量への換算方法（第十五条関係）

燃料の種類	燃料の量	重油の量（単位 リットル）
一 軽油	一 リットル	〇・九五
二 灯油	一 リットル	〇・九〇
三 石炭	一 キログラム	〇・八〇

- 一 熱のエネルギー効率の値とは、供給熱量を、燃料使用量、熱使用量及び電気使用量にそれぞれ単位発熱量を乗じて合算して得た発熱量で除して得た値をいう。
- 二 一の場合において、供給熱量、燃料使用量、熱使用量、電気使用量及び単位発熱量とは、それぞれ次に掲げる量をいう。
  - (一) 供給熱量 供給し、又は供給した蒸気、温水及び冷水の年度の熱量(単位: ギガジュール)
  - (二) 燃料使用量 熱の供給に使用し、又は使用した燃料の年度の使用量(単位: 別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位)
  - (三) 熱使用量 熱の供給に使用し、又は使用した他人から供給された蒸気、温水及び冷水の年度の使用量(単位: ギガジュール)
  - (四) 電気使用量 熱の供給に使用し、又は使用した他人から供給された電気の年度の使用量(単位: キロワット時)
  - (五) 単位発熱量 別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに、同表の第二欄に掲げる単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数
- 三 二(五)において、他人から供給された蒸気、温水及び冷水については、当該熱を発生させるために使用された燃料、熱、電気の発熱量を算定する上で適切と認められるものを求めることができるときは、当該方法により求めた単位当たりのギガジュール

四 都市ガス(天然ガス) (発熱量 温度 零度、圧力一気圧の状態に換算した一立方メートルにつき四十二メガジュール)	一立方メートル	一・一〇
五 電気	一キロワット時	〇・〇九
六 前各号に掲げるもの以外の燃料等は	一リットル(固体燃料は一キログラム、気体燃料は一立方メートル)	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油(発熱量は、三十八メガジュールとする。)の量

備考

- 一 燃料の量の重油の量への換算は、上欄に掲げる燃料の種類ごとに、それぞれ中欄に掲げる燃料の量を下欄に掲げる重油の量に換算する。
- 二 都市ガスとは、ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第二項に規定する一般ガス事業者により供給されるガスをいう。

ルで表した発熱量とすることができる。

四 (二)において、第八条の四の表の一の項の下欄に掲げる(一)及び(二)の熱その他知事が認める熱については、単位発熱量はゼロとする。

五 熱電併給設備により発生する電気を他人に供給するとともに、発生する熱を熱の供給に使用し、又は使用した場合にあつては、熱電併給設備において使用し、又は使用した燃料の発熱量のうち、熱の供給に使用し、又は使用した発熱量の算定は、別表第一の三の特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の部算定の計算方法の項に規定する知事が別に定める算定方法に関する指針によるものとする。

二 条例第十七条の十一第一項第六号の規則で定める事項のうち、第八条の九第三項第三号の量に係る基準

窒素酸化物の量

四十立方センチメートル

備考 この表の窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、O及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C 窒素酸化物の量(単位 立方センチメートル)
- O<sub>s</sub> 総排出物中の酸素濃度(当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。)(単位 百分率)
- C<sub>s</sub> 日本工業規格K〇一〇四に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を標準状態における排ガス一立方メートル中の量に換算したもの(単位 立方センチメートル)

別表第一の五 省エネルギー性能基準の値(第九条の三関係)

建築物の熱負荷の低減率	設備システムのエネルギー利用の低減率
五未満	十
五以上十未満	九
十以上十五未満	八
十五以上二十未満	七
二十以上二十五未満	六
二十五以上	五

備考

一 建築物の熱負荷の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$A = 100 \times \left\{ 1 - \frac{(\text{PALの値} \div \text{PALの基準値})}{(\text{PALの値} \div \text{PALの基準値})} \right\}$$

この式においてA、PALの値及びPALの基準値は、それぞれ次の値を表すものとする。

A 建築物の熱負荷の低減率

PALの値 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成十一年通商産業省・建設省告示第一号。以下「判断基準」という。）

一―三(一)に定めるところにより求めた特定建築物の屋内周囲空間（地階を除く各階の外壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計（単位 平方メートル）で除して得た値

PALの基準値 当該特定建築物の用途ごとに、判断基準別表第一の(ろ)欄に掲げる数値に判断基準一―三(二)に定めるところにより求めた規模補正係数を乗じて得た値

二 設備システムのエネルギー利用の低減率とは、次の式により算出した値をいう。

$$ERR = \left\{ 1 - (1-K) \frac{E_T + 0.4 (E_{AC} + E_I)}{E_{ST} + 0.4 (E_{SAC} + E_{SI})} \right\} \times 100$$

$$E_T = E_{AC} + E_V + E_I + E_{HW} + E_{EV}$$

$$E_{ST} = E_{SAC} + E_{SV} + E_{SI} + E_{SHW} + E_{SEV}$$



費エネルギー量 (単位 メガジュール)

E<sup>SA1</sup> 判断基準二―三 (二)により求める仮想空気調和負

荷に判断基準別表第一 (は)欄に定める数値のうち当

該用途に係る数値を乗じて得た値 (単位 メガ

ジュール)

E<sup>SA2</sup> 判断基準三―三 (二)により求める仮想換気消費エ

ネルギー量に判断基準別表第一 (に)欄に定める数値

のうち当該用途に係る数値を乗じて得た値 (単位

メガジュール)

E<sup>SA3</sup> 判断基準四―三 (二)により求める仮想照明消費エ

ネルギー量に判断基準別表第一 (は)欄に定める数値

のうち当該用途に係る数値を乗じて得た値 (単位

メガジュール)

E<sup>SA4</sup> 判断基準五―三 (二)により求める仮想給湯負荷に

判断基準別表第一 (へ)欄に定める数値を乗じて得た

値 (単位 メガジュール)

E<sup>SA5</sup> 判断基準六―三 (二)により求める仮想エレベ―

ター消費エネルギー量に判断基準別表第一(と)欄に

定める数値のうち当該用途に係る数値を乗じて得

た値(単位:メガジュール)

K<sup>(c)</sup> コージェネレーションシステムを設置した場合  
の特定建築物の年間一次エネルギー消費量の低減  
率

K<sup>(s)</sup> 太陽光発電システムを設置した場合の特定建築  
物の年間一次エネルギー消費量の低減率

K<sup>(h)</sup> その他の設備を設置した場合の特定建築物の年  
間一次エネルギー消費量の低減率

E<sup>(c)</sup> コージェネレーションシステムによる特定建築  
物の年間一次エネルギー消費量の低減量(単位:メ  
ガジュール)

E<sup>(s)</sup> 太陽光発電システムの発電量(単位:メガジュ  
ール)

E<sup>(h)</sup> その他の設備による特定建築物の年間一次エネ  
ルギー消費量の低減量(単位:メガジュール)

別表第二から別表第二十まで (現行のとおり)

別表第二から別表第二十まで (略)

登録検証機関登録簿					
登録番号	登録検証機関の氏名 及び代表者の氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地)	法人にあつては、 その役員の名簿及び住 居	未成年者である 場合にあつては、その法定代 理人の氏名及び住 居	登録区分及び 登録有効期間	検証業務を行う都 内の営業所の名称、所在地 並びに検証主任 者の氏名
				1 特定温室効果ガス年度排出量等 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 基準排出量等 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 優良事業所基準(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 優良事業所基準(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式の二及び第二号様式の三

(現行のとおり)

登録検証機関登録簿					
登録番号	登録検証機関の氏名 及び代表者の氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地)	法人にあつては、 その役員の名簿及び住 居	未成年者である 場合にあつては、その法定代 理人の氏名及び住 居	登録区分及び 登録有効期間	検証業務を行う都 内の営業所の名称、所在地 並びに検証主任 者の氏名
				1 特定温室効果ガス年度排出量等 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 2 基準排出量等 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 5 優良事業所基準(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 6 優良事業所基準(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで	

(日本工業規格A列4番)

別記第二号様式の二及び第二号様式の三

(略)

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名 〇  
(法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地)

検証機関登録申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)第8条の7第1項の規定により、検証機関として(登録)更新の登録(新たな区分)を次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規 2 更新 3 区分追加	登録番号	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
登録区分	1 特定ガス・基準量 2 基準量・範囲外 3 その他ガス削減量 4 電気等環境価値保有量 5 優良事業所基準(第1区分) 6 優良事業所基準(第2区分)		
検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地及び当該営業所に置かれる検証主任者の氏名	別添のとおり		
法人である場合の役員の名簿及び住居	別添のとおり		
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	別添のとおり		
検証機関登録申請者が条例第8条の9第1項の各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他の規則で定める書類	別添のとおり		
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
 2 「登録の種類」欄及び「登録区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 3 「登録番号」欄は、更新の登録又は新たな区分の登録の場合のみ記入すること。

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名 〇  
(法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地)

検証機関登録申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「条例」という。)第8条の7第1項の規定により、検証機関として(登録)更新の登録(新たな区分)を次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規 2 更新 3 区分追加	登録番号	
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
登録区分	1 特定温室効果ガス年度排出量等 2 基準排出量等 3 その他ガス削減量 4 電気等環境価値保有量 5 優良事業所基準(第1区分) 6 優良事業所基準(第2区分)		
検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地及び当該営業所に置かれる検証主任者の氏名	別添のとおり		
法人である場合の役員の名簿及び住居	別添のとおり		
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	別添のとおり		
検証機関登録申請者が条例第8条の9第1項の各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他の規則で定める書類	別添のとおり		
連絡先	(電話番号)		
※受付欄			

(日本工業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
 2 「登録の種類」欄及び「登録区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 3 「登録番号」欄は、更新の登録又は新たな区分の登録の場合のみ記入すること。

別記第一号様式から第一号様式の二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第一号様式の二十まで (略)

登録検証機関登録通知書

第 号  
年 月 日

様

東京都知事

年 月 日付で申請のあった登録検証機関の更新の登録（電気等の類）については、

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の8第1項の規定により、検証機関登録申請者を登録検証機関として登録検証機関登録簿に次のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

検証機関登録申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
検証機関登録申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
登録番号		
登録区分及び登録の有効期間	登録区分	登録の有効期間
	1 特定ガス・基準量	年 月 日から 年 月 日まで
	2 基準量・都内外	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
	5 優良事業所基準（第1区分）	年 月 日から 年 月 日まで
	6 優良事業所基準（第2区分）	年 月 日から 年 月 日まで
備考		

（日本工業規格A列4番）

登録検証機関登録通知書

第 号  
年 月 日

様

東京都知事

年 月 日付で申請のあった登録検証機関の更新の登録（電気等の類）については、

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の8第1項の規定により、検証機関登録申請者を登録検証機関として登録検証機関登録簿に次のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

検証機関登録申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）		
検証機関登録申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
登録番号		
登録区分及び登録の有効期間	登録区分	登録の有効期間
	1 特定温室効果ガス年度排出量等	年 月 日から 年 月 日まで
	2 基準排出量等	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
	5 優良事業所基準（第1区分）	年 月 日から 年 月 日まで
	6 優良事業所基準（第2区分）	年 月 日から 年 月 日まで
備考		

（日本工業規格A列4番）

年 月 日

東京都知事 様

住所  
氏名 姓  
〔法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地〕

特定開発事業者氏名等変更届出書

特定開発事業者の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発事業の名称		
特定開発区域の所在地		
エネルギー有効利用計画 書提出書等の受付番号	エネルギー有効利用計画書提出書（	）
変更日	エネルギー有効利用計画書変更届出書（	
	）	
変更内容	年 月 日	
	変更前	
	変更後	
連絡先		
	（電話番号	
	）	
※受付欄		

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 様

住所  
氏名 姓  
〔法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地〕

エネルギー有効利用計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の7の規定により、エネルギー有効利用計画書を提出します。

特定開発事業の名称		
特定開発区域の所在地		
エネルギー有効利用計画書	別添のとおり	
連絡先		
	（電話番号	
	）	
※受付欄		

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第二号様式の六から第二号様式の十六まで（現行のとおり）

別記第二号様式の六から第二号様式の十六まで（略）

年 月 日

東京都知事 様

住 所  
氏 名  
（法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地）

地域エネルギー供給計画書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の11第1項の規定により、地域エネルギー供給計画書を提出します。

特定開発事業の名称	
特定開発区域の所在地	
エネルギー有効利用計画書 提出書等の受付番号	エネルギー有効利用計画書提出書（ ） エネルギー有効利用計画書変更届出書（ ）
地域エネルギー供給事業者の氏名 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）	
地域エネルギー供給事業者の住所 （法人にあつては主たる事業所の所在地）	
エネルギー供給を行う区域の名称	
エネルギー供給を行う区域の所在地	
地域エネルギー供給計画書	別添のとおり
連 絡 先	（電話番号）
※受付欄	

（日本工業規格A列4番）

備考 ※欄には記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 様

住 所  
氏 名  
（法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地）

エネルギー有効利用計画書変更届出書

エネルギー有効利用計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の8の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発事業の名称	
特定開発区域の所在地	
エネルギー有効利用計画書 提出書等の受付番号	エネルギー有効利用計画書提出書（ ） エネルギー有効利用計画書変更届出書（ ）
変更しようとする事項を記載した エネルギー有効利用計画書	別添のとおり
変更しようとする事項	変更前
	変更後
連 絡 先	（電話番号）
※受付欄	

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事殿

住 所  
氏 名

(法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地)

地域エネルギー供給計画書変更届出書

地域エネルギー供給計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する  
 原簿に関する条例第17条の12第2項の規定により、次のとおり提出します。

特定開発事業の名称	
エネルギー供給を行う区域の名称	
エネルギー供給を行う区域の所在地	
地域エネルギー供給計画書 届出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書届出書（ ） 地域エネルギー供給計画書変更届出書（ ）
変更しようとする事項を記載した 地域エネルギー供給計画書	別添のとおり
変更しようとする事項	変更前
	変更後
連絡先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事殿

住 所  
氏 名

(法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地)

地域エネルギー供給事業者氏名等変更届出書

地域エネルギー供給計画事業者の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する  
 原簿に関する条例第17条の12第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定開発事業の名称	
エネルギー供給を行う区域の名称	
エネルギー供給を行う区域の所在地	
地域エネルギー供給計画書 届出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書届出書（ ） 地域エネルギー供給計画書変更届出書（ ）
変 更 日	年 月 日
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
連絡先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 様

住 所  
氏 名 姓  
（法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地）

地域エネルギー供給実績報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の15の規定により、地域エネルギー供給実績報告書を提出します。

エネルギー供給を行う区域の名称	
エネルギー供給を行う区域の所在地	
地域エネルギー供給計画書	地域エネルギー供給計画書提出書（ ）
提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書変更提出書（ ）
地域エネルギー供給実績報告書	別添のとおり
連 絡 先	
（電話番号 ）	
※受付欄	

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事 様

住 所  
氏 名 姓  
（法人にあつては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地）

エネルギー供給開始届

地域エネルギー供給計画書に係るエネルギー供給を開始したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の14の規定により、次のとおり届け出ます。

エネルギー供給を行う区域の名称	
エネルギー供給を行う区域の所在地	
地域エネルギー供給計画書	地域エネルギー供給計画書提出書（ ）
提出書等の受付番号	地域エネルギー供給計画書変更提出書（ ）
エネルギーの供給を開始した日	年 月 日
連 絡 先	
（電話番号 ）	
※受付欄	

（日本工業規格A列4番）

備考 ※印の欄には、記入しないこと。



建築物環境計画書

建物番号

1 特定建築主の氏名等

特定建築主	氏名	名
	住所	所
設計者	氏名	名
	住所	所
施工者	氏名	名
	住所	所

計画書の担当部署 名 連絡先

2 特定建築物等の名称及び所在地

特定建築物等の名称

特定建築物等の所在地

3 特定建築物等の概要

新築・増築の区別	工事着手	年	月	日	工事完了	年	月	日
工事期間(予定)								
敷地面積	㎡		建築面積	㎡				
延べ面積	㎡							
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡				
	ホテル等	㎡	集会場等	㎡				
	病院等	㎡	工場等	㎡				
	百貨店等	㎡	その他( )	㎡				
	事務所等	㎡	( )	㎡				
	学校等	㎡	( )	㎡				
建築物の高さ								
階数								
構造								

4 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置並びにその取組状況の詳細(別紙「取組・評価書」)のとおり

5 再生可能エネルギーを利用するための設備の導入に関する検討状況(別紙「再生可能エネルギー利用設備導入検討シート」)のとおり  
 導入する  導入しない

6 省エネルギー性能基準に対する適合状況  
 対象となる用途のすべてが適合  適合しない用途がある  
 対象となる用途がない

7 エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況  
 対象となる用途のすべてが適合  適合しない用途がある  
 対象となる用途がない

(日本工業規格A列4番)

別記第三号様式 (現行のとおり)

年 月 日

東京都知事 様

住所  
氏名

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

熱供給受人検討結果届出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第17条の21第2項の規定により、地域エネルギー供給事業者との協議及び供給する熱の受入に関する検討の結果について、次のとおり届け出ます。

地域冷暖房区域の名称	
協議を行った地域エネルギー供給事業者の名称 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	
協議を行った地域エネルギー供給事業者の住所 (法人にあつては主たる事業所の所在地)	<input type="checkbox"/> 受け入れる <input type="checkbox"/> 受け入れない
検討結果(供給する熱の受入の可否)	
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

建築物環境計画書

建物番号

1 特定建築主の氏名等

特定建築主	氏名	名
	住所	所
設計者	氏名	名
	住所	所
施工者	氏名	名
	住所	所

計画書の担当部署 名 連絡先

2 特定建築物等の名称及び所在地

特定建築物等の名称

特定建築物等の所在地

3 特定建築物等の概要

新築・増築の区別	工事着手	年	月	日	工事完了	年	月	日
工事期間(予定)								
敷地面積	㎡		建築面積	㎡				
延べ面積	㎡							
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡				
	ホテル等	㎡	集会場等	㎡				
	病院等	㎡	工場等	㎡				
	物品販売業を営む店舗等	㎡	その他( )	㎡				
	事務所等	㎡	( )	㎡				
	学校等	㎡	( )	㎡				
	飲食店等	㎡	( )	㎡				
	集会場等	㎡	( )	㎡				
建築物の高さ								
階数								
構造								

4 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置並びにその取組状況の詳細(別紙「取組・評価書」)のとおり

(日本工業規格A列4番)

別記第三号様式 (略)

備考 配置図、基礎階平面図及び断面図並びに仕様書等の特定建築物等の環境への配慮のための措置が明らかになるような書類等を添付すること。この場合において、各書面に「建物番号」を記入すること。



別記第五号様式（現行のとおり）

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名  
（法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地）

省エネルギー性能状況報告書提出書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条第3項の規定により、省エネルギー性能状況報告書を提出します。

特別大規模特定建築物の名称	
特別大規模特定建築物の所在地	建築物環境計画書（ ）
建築物環境計画書等の受付番号	建築物環境計画書変更届出書（ ）
省エネルギー性能状況報告書	特定建築物等工事完了届出書（ ）
連絡先	別添のとおり (電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名  
（法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地）

建築物環境計画書変更届出書

建築物環境計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
建築物環境計画書の受付番号	建築物環境計画書（ ）
建築物環境計画書変更届出書の受付番号	建築物環境計画書変更届出書（ ）
変更しようとする事項	変更前 変更後
変更の理由	
変更する事項に係る図書	
工事期間（予定）	変更工事着手 年 月 日 建築物工事完了 年 月 日
連絡先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 変更する事項に係る図書の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

別記第五号様式（略）

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名  
（法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事業所の所在地）

建築物環境計画書変更届出書

建築物環境計画書の記載事項について変更するので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
建築物環境計画書の受付番号	
変更しようとする事項	変更前 変更後
変更の理由	
変更する事項に係る図書	
工事期間（予定）	変更工事着手 年 月 日 建築物工事完了 年 月 日
連絡先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 変更する事項に係る図書の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4番とすること。

第5号様式の4（第13条の4関係）

年 月 日				
東京都知事 殿				
住 所		姓		
氏 名		名		
（法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地）				
省エネルギー性能評価書交付届出書				
省エネルギー性能評価書の交付を行ったので、都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例第23条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
特別大規模特定建築物の名称				
特別大規模特定建築物の所在地				
特別大規模特定建築物の 用途別床面積	ホテル等	㎡	飲食店等	㎡
	病院等	㎡	集会場等	㎡
	百貨店等	㎡	その他（ ）	㎡
	事務所等	㎡	（ ）	㎡
	学校等	㎡	（ ）	㎡
建築物環境計画書等の 受付番号	建築物環境計画書（ ） 建築物環境計画書変更届出書（ ） 特定建築物等工事完了届出書（ ）			
交付した省エネルギー 性能評価書の写し	別添のとおり			
連 絡 先	(電話番号 )			
※受付欄				

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の3（第13条の3関係）

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所	
氏 名	
姓	
（法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地）	
マンション環境性能表示届出書	
特定マンションの <b>販売</b> 広告中にマンション環境性能表示を <b>表示し</b> たので、都 民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の3第3項の規定により、次のとおり 届け出ます。	
特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
建築物環境計画書等の 受付番号	建築物環境計画書（ ） 建築物環境計画書変更届出書（ ）
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売受託者 の住所及び名称 法人にあっては名称、 代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地	
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の2（第13条の3関係）

年 月 日	
東京都知事 殿	
住 所	
氏 名	
姓	
（法人にあっては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地）	
マンション環境性能表示届出書	
特定マンションの <b>販売</b> 広告中にマンション環境性能表示を <b>表示し</b> たので、都民の 健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の3第3項の規定により、次のとおり届け 出ます。	
特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
建築物環境計画書等の 受付番号	建築物環境計画書（ ） 建築物環境計画書変更届出書（ ）
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売受託者 の住所及び名称 法人にあっては名称、 代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地	
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の6 (第13条の5関係)

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名 印  
法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地

特定マンション建築主氏名等変更届出書

特定マンション建築主の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の6第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 内 容	変更後
	変更前
建築物環境計画書等の受付番号	建築物環境計画書 ( ) 建築物環境計画書変更届出書 ( )
変 更 日	年 月 日
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の5 (第13条の5関係)

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名 印  
法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地

マンション環境性能表示変更届出書

特定マンションの 販売 賃貸 広告中に変更したマンション環境性能表示を 表示し 表示せ たので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
建築物環境計画書等の受付番号	建築物環境計画書 ( ) 建築物環境計画書変更届出書 ( )
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売等受託者の住所及び名称 法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の4 (第13条の4関係)

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名 印  
法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地

特定マンション建築主氏名等変更届出書

特定マンション建築主の氏名等に変更が生じたので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の5第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 内 容	変更後
	変更前
建築物環境計画書等の受付番号	建築物環境計画書 ( ) 建築物環境計画書変更届出書 ( )
変 更 日	年 月 日
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第5号様式の3 (第13条の4関係)

年 月 日

東京都知事殿

住所  
氏名 印  
法人にあっては名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地

マンション環境性能表示変更届出書

特定マンションの販売広告中に変更したマンション環境性能表示を 表示し 表示せ たので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物等の名称	
特定建築物等の所在地	
建築物環境計画書等の受付番号	建築物環境計画書 ( ) 建築物環境計画書変更届出書 ( )
広 告 日	年 月 日
広告又はその写し	別添のとおり
マンション販売等受託者の住所及び名称 法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。